

# 第6章

## 計画の推進

- 1 各主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望
- 3 計画の推進体制と進行管理

# 第6章 計画の推進

## 1 各主体の役割と協働

子育て支援・少子化対策を推進するためには、行政の施策はもとより、県民、保護者、事業者などの主体が、それぞれの役割を果たすとともに、県や市町村と連携・協働していくことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが、自分には何ができるかを考え、できることから実行することが重要です。

この計画が、そのための指針として活用され、一人ひとりの活動が相互に結びつき、活動の輪が広がることを期待します。

### ①県民

県民は、少子化の現状を自らの問題としてとらえ、「子どもは地域の宝、未来への希望」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していくことが期待されます。

地域活動の重要な一翼を担っている自治会や婦人会、児童クラブ、母親クラブなどの地縁団体はもとより、NPO、ボランティア団体、子育て支援サークルなど各種団体においては、行政では対応が難しい地域の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援活動を主体的に展開するとともに、行政との協働により、子どもの健全育成、交通事故防止などの取組みを一層推進することが期待されます。

### ②保護者

保護者は、子育ての第一義的責任を負っています。このことから、子どもが、家族のふれあいや愛情あふれる温かい日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやり、忍耐力、社会的な規範など、次世代を担う存在として自立するための基盤をしっかりと身に付けるように、育てる役割が期待されています。

そのためには、家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、父親と母親とが、家事や育児などについて責任を分担し、力を合わせ子育てしていくことが求められています。

さらに、保護者には、子どもは地域社会の中で生まれていることを認識して、学校や地域などの行事に積極的に関わるとともに、子どもが成長し子育てから手が離れる時期には、子育てを支える立場にまわることが期待されます。

### ③事業者

事業者においては、従業員の多くが子育てをしている親であることや、家庭での子どもの養育や思春期における親のかかわりの重要性について理解し、従業員が子育てや家族のきずなを深めることを支援する職場の環境をつくっていくことが期待されます。

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業、労働時間の短縮、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに努めることが必要です。

また、地域社会の構成員という立場から、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの就業体験の受入れなど、職場環境づくりのほかにも実施が可能な子育て支援・少子化対策について取り組むことが期待されます。

#### ④行政

##### <県>

県は、広域自治体として、市町村の計画・施策が着実に実施されるよう、市町村の取り組みを支援するとともに、広域的なネットワークの形成、人材育成、専門的な相談など、県が主体となって、効率的、効果的な事業の実施に取り組みます。

事業の実施にあたっては、主な子育て支援・少子化対策事業の実施主体となる市町村と緊密に連携するとともに、各種の子育て支援活動に取り組むNPO等の団体・グループと協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に推進するよう努めます。

##### <市町村>

市町村は、住民にとって一番身近な自治体であり、また、子育て支援・少子化対策に関する事業の主な実施主体として、その役割は極めて重要です。地域の実情に応じた取り組みの一層の推進が期待されます。

## 2 国への提言・要望

子育て支援・少子化対策を推進するために必要な、経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立を図るための働き方の見直しなどは、国の社会保障制度や税制等と深い関わりがあることから、国に対して、施策の充実やこれに関連する税制等制度の見直しなどについて、必要な働きかけを行っていくことが重要です。

また、全国一律ではなく地域の実情にあった施策が展開できるよう、地方税財源の拡充や基準等の柔軟な運用が求められています。

県は、県民生活や地域の実情等を国に伝えるとともに、県単独で、または、地方六団体と連携しながら、地域の実情などを踏まえた提言や要望等を国に対して積極的に行います。

## 3 計画の推進体制と進行管理

計画の着実な推進にあたっては、県民、事業者、市町村、県等、幅広い関係者による連携・協力体制のもとに、計画の推進状況を継続的に点検・評価し、フォローアップを行っていきます。

### (1) 計画の推進体制

#### ①富山県子育て支援・少子化対策県民会議

子育て支援・少子化対策条例に基づく「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、定期的に計画の実施状況等について進行管理を行うとともに、総合的・計画的に施策を推進するために必要な事項について調査審議し、計画を推進します。

「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」は、子ども・子育て支援法第77条第4項に基づく「審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）」及び「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」としても位置付けます。

#### ②庁内推進体制の強化

知事を本部長とする「富山県子ども政策・人口減少対策本部」（平成27年度に「とやま未来創生推進本部（仮称）」に改組予定）において、福祉、保健、教育、労働、生活環境と多様な分野にまたがり、相互に関連する子育て支援、少子化・人口減少対策の総合調整を図るとともに、関係部局・関係機関

との連携体制の強化を図ります。

## (2) 計画の進行管理

### ① 目標による管理

目標指標と目標値を設け、計画全体の進捗状況を管理するとともに、毎年、施策の推進状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な改善を行うPDCAサイクルを確立し、適正な計画の進行管理を行います。

#### <目標指標と目標値の設定>

計画全体の進捗状況を分かりやすく県民に示すため、主な施策に関する目標指標と目標年次である平成31年度の目標値を具体的に設定し、県民とともにその達成をめざします。

#### <点検・評価と改善>

施策の推進状況について、個別の事業の進捗状況、県政世論調査などによる県民ニーズなどを把握するとともに、目標指標に対する実績値の推移なども勘案しながら、総合的に点検・評価を行います。そして、その評価結果を踏まえ、施策・事業を見直し、より効果的な施策・事業となるよう改善を図ります。

### ② 周知・広報

計画内容については、県のホームページや県広報誌等への掲載、各種会議の機会をとらえた説明などにより、県民に周知・普及を図り、計画の推進に向けての県民の理解と協力を求めます。

また、計画の推進状況についても、子育て支援・少子化対策県民会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表し、県民の意見を求めています。

## (3) 計画の見直し

子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

